## 新型コロナ関連(一時支援金)情報

新型コロナ感染者がさらに拡大し影響が長引く中で、神奈川土建含む首都圏の建設組合が中小企業庁と交渉した結果、一時支援金の取り扱いについて一部対象範囲を広げることができました。

申請期限が5月31日と迫っており、事前に有資格者の確認が必要なことなど、手続きが煩雑で時間を要しますので、取り急ぎお知らせします。

記

- (1) 一時支援金の支給の条件 法人60万円、個人30万円(上限)
- ① 緊急事態宣言に伴う外出禁止等の影響で、今年1月~3月のいずれかの月の売り上げが、2020年または2019年の同月に比べて50%以上減少していること
- ② 建設業の対象業務が次の通り拡大されます(ただし、あくまでも顧客個人との対面業務)

## これまでの範囲

飲食店に対し反復継続(※1)してサービスを行っている事業

(厨房設備工事、店舗清掃など)

個人顧客との毎日複数回の取引を行っている店舗、娯楽施設などに反復継続(※1)してサービスを提供する事業

(店舗清掃、店舗専門改修業者、イベント施設設置など娯楽施設設備工事、看板設置工事など)

拡大された範囲(これまでの範囲に加えて)

個人の顧客と継続的取引(※2)をしている工務店、 リフォーム業、内装工事業、外装工事業、電気・設 備工事業などいわゆる町場の個人顧客との対面業 務がある業種、及びこれらにサービスを提供する 事業者

※1 2019 年 1~3 月および 2020 年 1~3 月に複数回取引を行なっていること

※2 継続的取引を証明する顧客名簿(2019年1月~3月、2020年1月~3月の期間)を保存

- (2) 申請は3段階の手続きが必要です
  - ① ホームページの仮登録画面で ID を取得・・・できるだけご自身でお願いします
  - ② 登録確認機関で面談の上、事前確認を受ける・・ID 取得後、一時支援金のホームページに掲載されている最寄りの登録確認機関(信用金庫、商工会、税理士など)に、**予約した上で**事前確認を受けてください。(2019~2020 年の帳簿書類が必要です)
    - ※登録確認機関が見つからない場合は、支部までご相談ください。
  - ③ インターネットで書類を添付して申請・・・必要に応じて申請のお手伝いをいたします
- (3) 月次支援金について 法人20万円、個人10万円(上限)

4月以降、「緊急事態宣言」や「まん延防止法」が適用された場合、2019年、2020年の同月と比較して売上げが50%以上減少した場合も、一時支援金と同じ枠組みで給付が受けられる「月次支援金」制度が創設されました。

以上